

高知地方裁判所委員会（第10回）議事概要

1 日 時

平成20年6月5日（木）午後3時から午後4時45分まで

2 場 所

高知地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

行 田 博 文，近 藤 善 資，坂 本 千 代，芝 田 俊 文，
宅 間 一 之，三 谷 英 子，明 神 千 代，安 田 博 延

(2) オブザーバー

小 池 明 善（高知地方裁判所民事部総括裁判官）

(3) 事務担当者等

河 田 學（高知地方裁判所事務局長）

小 松 正 和（高知地方裁判所民事首席書記官）

川 崎 悦 子（高知地方裁判所刑事首席書記官）

香 村 直 樹（高知地方裁判所事務局総務課長）

近 森 基 靖（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) 委員会の運営等に関する事項

ア 委員長を選任

芝田俊文委員を委員長に選任

イ 委員長代理の指名

伊藤寿委員を委員長代理に指名

(2) テーマ「利用者の視点に立った裁判所の配慮すべき事項について」意見交換等

ア 高知地方裁判所に来庁された方への御案内等の現状及び高知地方裁判所における取組みについて説明（小池明善オブザーバー）

イ 意見交換（○委員，●オブザーバー，□事務担当者等）

○ 犯罪被害者の方が事件記録の謄写を申請した場合，具体的にどのような手順で行われることになるのですか。

□ 受付窓口で申請手続きを行っていただくことができます。申請手続きの際には，犯罪被害者であることを確認できるもの，例えば，運転免許証等を提示いただくこととなります。なお，謄写については，庁内のコインベンダー機（1枚20円）を御利用いただくことができます。

○ 研修を実施しているということですが，どのような研修を実施しているのですか。その研修の対象者に裁判官も含まれていますか。

□ 職員につきましては，採用当初の初任時，採用後1年経過後，採用後3年経過後の段階的に，また，中堅職員を対象とした研修，職種別の研修等におきまして，その都度，公務サービスを提供する職員としての適切な接遇を身につけることを内容としたカリキュラムを入れた研修を実施しています。裁判官につきましてはOJTが中心となりますが，外部講師をお招きしてのテーマ別の研修（例 アナウンサーによる「話し方」をテーマとした研修等）につきましては，裁判官も自由に参加できることになっています。

○ 相当以前ではありますが，裁判所職員の接遇が良くないという印象を持っていましたが，ここ最近では，職員の応対も丁寧になり，非常に良くなっていると感じます。また，設備面でも，環境への配慮が窺え，人に優しいというイメージがあります。

○ オブザーバーの自己紹介についても，裁判所という堅いイメージではなく，明るく，庶民的で，親しみやすい内容や話し方であり，非常に良かったと思います。

- 申立書式等を用意されているということですが、用紙だけではなく、その記載例等は用意されていますか。
- 記載例等のサンプルも用意しており、申立書式と一緒にお渡しできるようにしています。
- 裁判では、当事者の知りたいことを知ることができないという声もありますが、そのような批判に対して、裁判所として何か工夫していることはありますか。
- 裁判は、訴訟の争点に絞って審理が進められます。当事者の方にとっては、争点だけではなく、その周辺の事情についても真実を明らかにしたいというお気持ちが強くあることがあります。そのような場合は、訴訟の争点として審判の対象となっているものと、当事者の方の知りたいこととの間に食い違いが生じることとなります。裁判では、当事者の方が証拠を集めることができなければ、真実を明らかにすることができないこともあり、当事者の方にとっては、その知りたいことが、裁判の中で必ずしも明らかになっていないというもどかしさを感じることもあるかもしれないこととなります。
- 裁判の中で証拠として提出できるものについてはルールがあり、証明ができる範囲内で提出するという限界があります。しかしながら、実体的な真実を求めるため、常に努力を重ねているところでもあります。
- 犯罪被害者である遺族が行う意見陳述には、制限があるのですか。
- 心情を述べる場合や証人として供述する場合など、その方法が異なることはあっても、影響が非常に大きいというような特別なケースではない限り、意見陳述は可能ではないかと思われれます。
- 裁判員制度施行後、裁判員裁判においては、裁判員に対し、被害者の意見が過大に影響するということはありませんか。
- 裁判では、感情に流されることなく、冷静に、証拠に基づいて判断する

こととなります。

- 被告人に対して実施した精神鑑定の結果、心神喪失の結論に至った場合、被害者等としては、被告人に対する腹立たしさが残るというジレンマが生じ、理不尽ではないかという不満を感じるようなことはありませんか。
- 例えば、心神喪失により無罪ということになれば、被害者の感覚として、「どうして？」という気持ちになるのは至極当然だと思います。しかしながら、刑罰を問うということではなく、事後的に、社会から隔離するなど、心神喪失の人をどのように処遇するかという問題であると考えます。
- 裁判所のリーフレットや模擬裁判等のマスコミ報道を取っても、法律用語が入っていて、まだまだ難しくて分かりにくいと思います。リーフレット等の作成に当たっては、分かりやすさを、もっともっと意識し、かみ砕いて、分かりやすく表記してもらいたいと考えています。なお、庁舎1階のインフォメーションコーナーで放映している手続案内ビデオについては、その内容が非常に分かりやすいものであり、効果的な方法だと思います。
- 庁舎1階のインフォメーションコーナーで放映している手続案内ビデオについては、利用者の視点に立った構成がされており、非常に分かりやすいと思います。リーフレットやパンフレットについては、イラスト部分は分かりやすいものとなっていますが、文章部分は難解であるように思います。リーフレットやパンフレットを作成するに当たっては、裁判所部内だけで検討するのではなく、その原稿を第三者にも見てもらい、多様な意見を組み入れながら検討することも必要ではないかと思います。
- マンガやイラストで表記したものは分かりやすいものの、その反面、誤解も与えやすいと思います。
- 裁判所は、裁判員に提供する資料として、法廷用語の解説といったものを準備する予定はありますか。
- 裁判所が裁判員用に法廷用語の解説といったような資料を用意するかど

うかは未定です。

- 法律家として、その職業に長期間にわたって携わると、一般の方が、どういう点を難しいと感じていらっしゃるのか、まず、そのことが分からないということもございます。そこで、裁判員裁判に臨むに当たり、模擬裁判等を重ねることにより、その結果を蓄積し、問題点の集積を図り、どこが難解で、どこが分からないのか、その改善すべき点を見いだしていこうとしているところです。
- 高知地方裁判所は新営となり、旧庁舎と比較して、ソファ等々の調度品、待合室の仕様等のいずれを取っても格段に明るくなっていると思います。裁判所を利用する側からすると、建物の配色やイメージといったものも大切な要素であると思います。

5 次回開催予定

(1) テーマ

裁判員制度について

(2) 開催日等

平成21年1月26日(月)午後2時30分

(高知家庭裁判所委員会との合同開催)

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室